

第4章 細部構造

4-1. 電線引出し部の構造等

- (1) 特殊部の電線引出し部は、原則として、ノックアウト方式とし、その間隔は受け棚間隔や将来の引き出しを考慮して決定するものとする。
- (2) 特殊部には、接地施設のためのノックアウトを設けるものとする。

[解説]

- (1) 電線引出し部は、無筋コンクリートでノックアウト方式とするのがよい。その間隔は、棚の間隔や将来の引き出し間隔で決定される。また、開口によっては構造上の弱点となりやすいので、鋼棒等で補強する必要がある。
- (2) 特殊部には、接地施設に必要なφ50程度のノックアウトを、側壁部もしくは妻壁部に設けるものとする。

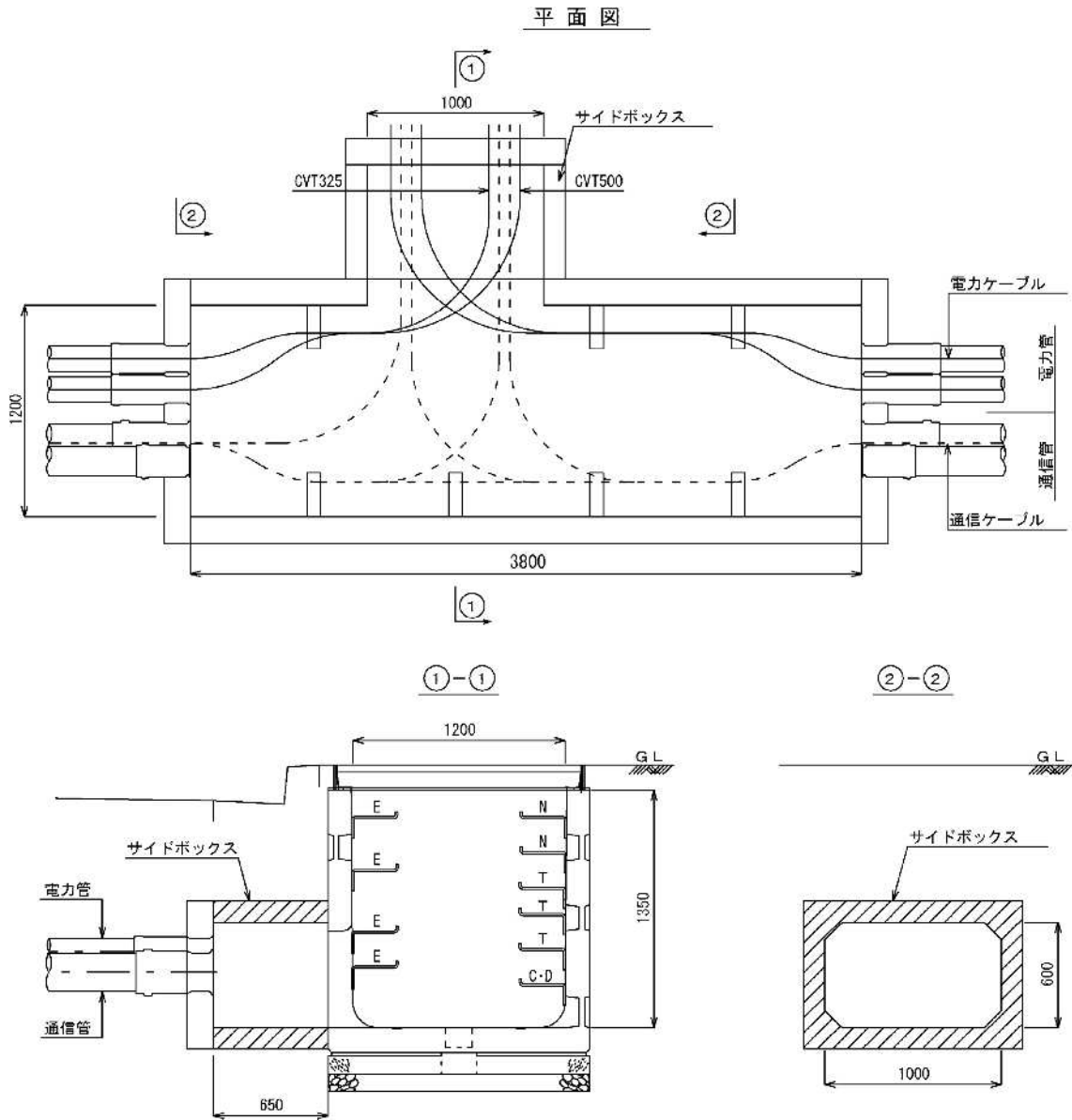
4-2. 道路横断部の構造等

- (1) 道路横断部は、本線部の必要な土被りを確保するものとする。これより浅い土被りの場合は、必要に応じて対策を講じるものとする。
- (2) 電力単独横断の場合に、特殊部（Ⅱ型W=950mm）内法長を3000mmを標準とするものであり、3000mmには通信系の作業スペースが考慮されていないことから、電力通信併用の横断特殊部（Ⅰ型W=1200mm）とする場合は、特殊部最低内法長を3800mmとする。
- (3) 道路横断用の特殊部には、ケーブルの曲線半径を確保するため必要に応じてサイドボックスを設置するものとする。

[解説]

- (1) 道路横断部の土被りは、「3-1-3 埋設深さおよび配置」における車道部の埋設深さを標準とする。
- (2) 道路横断部には、道路管理者などの通信管路だけを横断する構造と、電力線用と通信線用の両者の管路の構造がある。
- (3) 必要な土被りが確保できない箇所の対策の1例として、強度等を考慮した管材の採用がある。
- (4) 電力線の道路横断用の特殊部に設置するサイドボックスの内空寸法は、幅1000mm×高さ600mm×長さ650mmを標準とする。
- (5) 通信線のみ道路横断用の特殊部は、通信接続部と同じ長さとする。
- (6) 通信線のみ道路横断において特殊部がⅠ型（内空幅1200mm）の場合は、ケーブル半径が確保できることからサイドボックスは設置しないものとする。ただし、特殊部がⅡ型（内空幅950mm）の場合は、ケーブル半径を確保することが困難であることから、ボディ管で横断する場合、幅350mm×高さ350mm×長さ300mmの内空寸法を標準としたサイドボックスを設置するものとする。

- (7) 集約横断特殊部は、電力ケーブルと通信ケーブルの離隔の確保及び通信接続用クロージャの設置作業スペースを考慮して3800mm を標準とする。また、電力地上機器等を設置する特殊部には原則、通信管路を収容しない。なお、電力地上機器等用特殊部の設置により通信管路の配管スペース（占有スペース）等が無く、通信管路を迂回することができない場合には、電線管理者と協議し、電力通信併用特殊部（W=1200mm）の内法長を決定する。



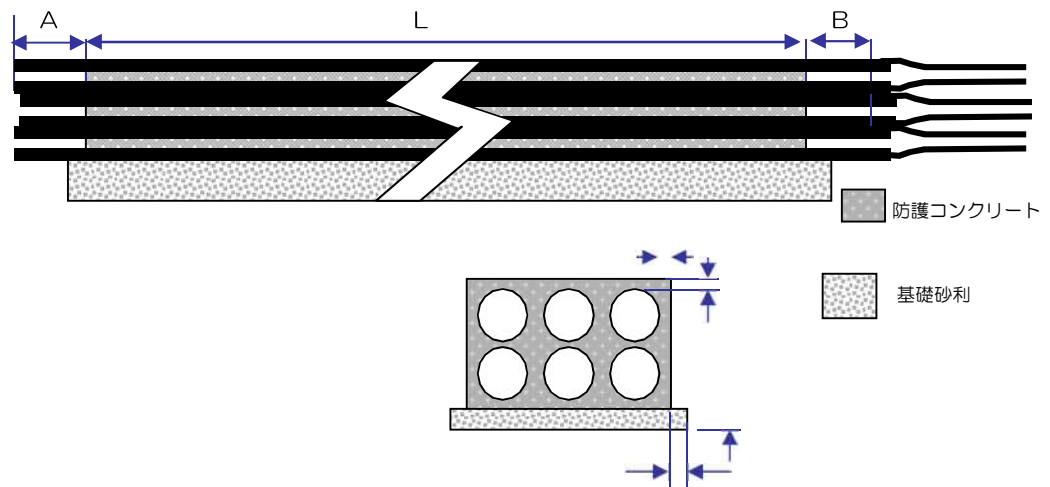
道路横断部の構造例

4-3. 防護コンクリート巻き付け時の伸縮長の確保

硬質塩化ビニル管をマンホールなどのコンクリート構造物に接合する場合は、不等沈下や地震などによる両者の相対的な変位によって接続部分の管体に過大な応力が発生するおそれがある場合は、構造物から1 m以内にゴム輪接合を設けるものとする。

[解説]

『道路土工 カルバート工指針 (社団法人 日本道路協会)』の指針に従い、「構造物より1 m 以内にゴム輪接合を設ける」とし、それにつながる管路は、通常通り (長さの規定ではなく、1/100の伸縮代を有する接合) の構造とする。



—伸縮を考慮した処理長の設定— 単位: mm

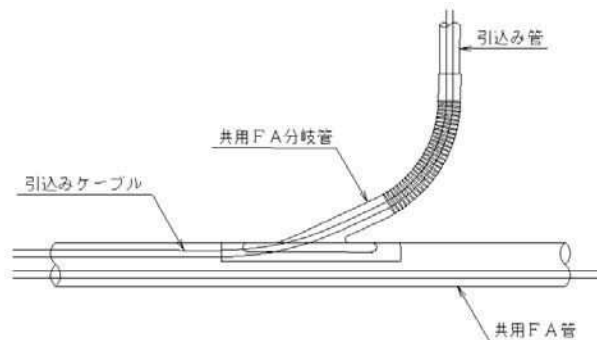
管径・管種	A	B
Φ25 PV	Max 100mm	Max 1000mm
Φ50 PV		
Φ75 PV		
Φ100 VP		
Φ150 VP		
Φ200 VP		
Φ250 VP		

4-4. 引込み管

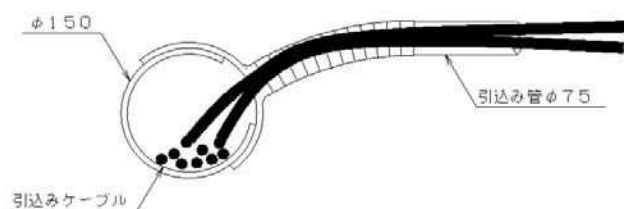
- (1) 電力高圧ケーブルの引込み管は $\phi 130$ または $\phi 100$ 、低圧ケーブルの引込み管は $\phi 100$ または $\phi 80$ 、電力通信ケーブルの引込管は $\phi 100$ を標準とする。
- (2) 通信ケーブルの引込み管は $\phi 75$ 、 $\phi 50$ を使用し、多条敷設を標準とする。
- (3) 引込み管が所定の土被りを確保できない場合は、防護板を設置する等対策を講じるものとする。

[解説]

- (1) 電力ケーブルの引込み管は、電力事業者と協議の上決定する。
- (2) トラフ方式に收容する通信の引込みケーブルは、情報通信・放送系ケーブルおよび電力保安通信ケーブルの分岐用クロージャ、またはタップオフが收容される特殊部から、共用引込管で分岐することを原則とする。なお、小型トラフでのケーブル分岐は行わないこと。
- (3) 共用FA方式および1管セパレート方式の引込ケーブルは、分岐管方式を標準とする。なお、需要の高いビル等への引込みは、特殊部から引込管で直接供給する特殊部分岐（1管1条）方式を適用する。また、通信接続樹の端壁からの分岐は、分岐管取付けスペースが限られているため管径、条数をあらかじめ検討しておく必要がある。
- (4) 引込管には、多条数の引込ケーブルを收容することを基本とする。なお、民地部の引込管を電線管理者毎に敷設する必要がある場合は、道路区域内に引込分散継手を設置することができる。この場合、引込分散継手までを電線共同溝本体とする。



共用FA管分岐平面図



共用FA管分岐断面図

- (5) 引込み管についても3-1-3に示す埋設深さを必要とするが、土被りが確保できない場合は3-1-4に準じて管路防護を施すものとする。

4-5. 妻壁の構造

特殊部の妻壁は、管路の配置、施工性を考慮した構造とする。

[解説]

- (1) 特殊部の妻壁には、管路を取り付けるためのダクトスリーブ等が設置される。
- (2) 妻壁には現場で打設する現場打ち妻壁と工場で製作する工場製品の妻壁がある。これらの選定は、現場での配管の複雑性、施工性から決まるが、最近ではダクトスリーブ取付型の工場製品の採用が一般的となっている。
- (3) 妻壁には、土荷重による土圧と輪荷重による側圧が作用する。妻壁の設計は、将来の歩道の切下げによる輪荷重の載荷を考慮した配筋とする。
- (4) ダクトスリーブの間隔が狭いときには、現場打ちコンクリートでは、骨材が入りにくい（骨材の最大寸法の4/3以上を確保できない）場合が考えられる。したがって、ダクトスリーブの間隔によっては、粗骨材の最大寸法、新製品の採用、その他の対策を別途考慮するものとする。

4-6. 基礎の構造

特殊部の基礎は、砕石、均しコンクリートの構造を標準とする。

[解説]

- (1) 特殊部の基礎は、砕石・均しコンクリートを標準の構造とするが、特殊部が一体構造（連結部がない構造）の場合は砕石だけの基礎構造を標準とする。なお、管路部においては原則として基礎はもうけない。
- (2) 現場の施工性等の状況に応じ、均しコンクリートの代わりに敷き板（二次製品）の採用も考慮するものとする。

4-7. 排水等

特殊部には必要に応じて排水対策を施すものとする。

[解説]

- (1) 特殊部の排水方法には以下のものが考えられる。
 - ①自然浸透排水
 - ②公共下水道への自然流下排水
 - ③ポンプによる強制排水。
- (2) 地下水位以上に設置される特殊部は、雨水などの浸入水に対しては、自然浸透で対応するが一般的である。
- (3) 地下水位以下に設置される特殊部については、排水ピットからポンプによって排水するか、公共下水道に排水するか等の検討の他、止水対策の検討も必要である。公共下水道を利用する場合には、満水時の水位、臭気について留意する必要がある。

第5章 施工

5-1. 仮設設計の基本

電線共同溝の施工に際しての仮設構造物は、土質、構造物の規模、既設埋設物、交通状況等を考慮して施工法を選定しなければならない。

[解説]

- (1) 一般的な電線共同溝の掘削深さは1.5m程度と浅いことから直掘を基本とし、通常の土質では、当矢板1/2程度の施工とするが、砂地盤の場合には、降雨による影響を考慮した工法を検討する必要がある。
- (2) 特殊部設置工では、必要に応じて覆工を施すものとする。
- (3) 地下水位が高く、自立性の悪い土質では、締切り工法を選定する必要があると同時に、施工中には水替工を施さなくてはならない。
- (4) 仮設構造物の施工に際しては、既設埋設物の防護に十分留意しなければならない。
- (5) 車道横断部や、支道部等規定の土被りを確保できない際に、コンクリート防護等の策を講ずる場合は、土留め板および軽量鋼矢板を用いた簡易土留め施工を基本とし、必要に応じて覆工を施すものとする。
- (6) ここでいう交通状況とは、車道部等での車種、通行車両、交通量、走行速度等をいう。

5-2. 掘削

掘削は、地山の状態、掘削周辺の荷重の載荷状態、掘削面の解放時間などによって、掘削工法を検討しなければならない。

[解説]

- (1) 掘削周辺に載荷重がある時は別途検討しなければならない。
- (2) 一般的な掘削の考え方は次の通りである。
 - ①小型トラフ及び管路部の余堀幅は200mmを標準とする。
 - ②特殊部の余堀幅は200mmを標準とする。なお、端壁部をプレキャスト製で設置する場合はダクトスリーブが取り付けられているためダクトスリーブ長+余堀幅を標準とする。
 - ③掘削深が1.5m以内の安定した地山で、かつ掘削面が短時間の解放の時には、直堀でもよい。
 - ④掘削深1m以上は、簡易土留めとする。
 - ⑤掘削深が1.5mを超え4.0m以内の掘削で、法切りが出来ない箇所は簡易土留または土留工とする。
 - ⑥法切りが可能な箇所は1:0.3勾配以下の法切りでもよい。
 - ⑦崩壊しやすい地山または法切りが出来ない箇所は土留工とする。
 - ⑧簡易土留の採用条件は、地質がよく、地下水がなく、周辺地域に影響がない箇所に

限定する。

5-3. 特殊部設置工

5-3-1. 基礎工

特殊部の基礎は、砕石、均しコンクリートの構造を基本とする。

[解説]

- (1) 基礎に用いる砕石は、建設廃材の有効利用の観点から、再生クラッシャーランを用いることとし、タンパー、プレート等を用い、十分転圧を行う。
- (2) 均しコンクリートは現場の状況に応じて、現場打ち早強コンクリートもしくは敷き板（二次製品）を選定する。
- (3) レジンコンクリート製特殊部等、一体構造（連結部が無い構造）の場合は、均しコンクリート又は基礎敷板（コンクリート二次製品）は不要とする。

5-3-2. 特殊部設置

特殊部は水平に据え付けるものとし、車輛乗り入れ部、歩道切り下げ部への設置は避ける。

[解説]

- (1) 特殊部は、コンクリート基礎の上にレベル出しの基礎モルタルを均等に、かつ所定の厚さに施し、水平に据え付けるものとし、歩道勾配との調整は、蓋版にて行うものとする。
- (2) 歩道勾配確保にあたっては、ボルト廻りにスペーサーブロックを設置することにより調整を行い、蓋版と側壁天端との隙間は、モルタルまたはコンクリートで入念に充填し、止水防止に努める。
- (3) U形開渠の連結にはレバーブロック、油圧シリンダー等を用い、ずれや隙間を極力小さくしなければならない。また連結部には必要に応じて、シール材を接着するか、またはコーキング等の止水対策を施す。
- (4) 特殊部設置後管を敷設するまでは、取り付けたダクトスリーブ内に雨水や、泥等の異物が混入しないよう、止水栓、防砂栓等の処置を施す。
- (5) 特殊部設置にあたっては、事業者の分岐取り出しスペース確保のため、民地と1m程度の離隔を確保した位置に設置することを基本とする。

5-3-3. 特殊部が細部設計での設置箇所に設けられない場合の措置

施工者は、特殊部設置箇所の現地を掘削した際に、細部設計どおりの設置が出来ないことが判明した場合は、必要事項を確認し、仮復旧を行い、その上で発注者等と対応を協議する。

[解説]

- (1) 施工者は、掘削時に予期せぬ埋設物により、特殊部を細部設計どおりに設置が出来ないことが判明した場合は、所定の確認をした後に埋め戻しを行い、発注者と対応を協議する。
- (2) 掘削時の確認事項は、支障埋設物の位置、種類、規模、所有者、支障移設の可否及び支障移設が出来ない場合には、特殊部をどの程度移動すれば設置ができるかなどを調べてから、埋め戻す。
- (3) 支障移設が可能であれば、発注者は、所有者と協議を行い、支障移設を行う。
- (4) 支障移設が不可能な場合は、道路管理者（発注者）は参画事業者と協議を行い、新たな位置を決定する。なお、この際、必要に応じて、発注者は地元住民への説明を行う。

5-4. 管路敷設工

5-4-1. 管の配列

管の敷設は、規定された土被り、占用位置および敷設間隔などに基づいて、ケーブルの引き込み・引き抜きに支障とならないよう確実に実施する。

[解説]

- (1) 管の上下左右に管枕（スペーサー）を継手部及び中間部2m ピッチ程度を標準とし設置するものとする。なお、短尺曲管を使用する場合は、1本に1箇所以上設置する。
- (2) 最上段の管に対する管枕は、下半分のみとする。
- (3) 管の配列時には、管が水平になるよう十分注意する。
- (4) 支障物等の回避のため共用F A管とボディ管を段崩しして敷設する場合は、共用F A管は必ず民地側へ設置する。
- (5) 小型トラフの曲線区間は、埋設位置を明確にするために曲線の起点・中間点・終点の小型トラフ中心点の3点オフセット寸法を竣工図に記載する。
- (6) 小型トラフ間の連結は、レバーブロック、油圧シリンダー等を用い、付着及び水密性を保つとともに、段差が生じないようにしなければならない。また、連結部には必要に応じて、モルタル等を用いて隙間のないようにしなければならない。

5-4-2. 配管手順

配管は原則として一方向から順次行うものとする。

[解説]

- (1) 配管は原則として一方向から行うものとするが、止むを得ず二方向から行うときは、その合流点には十分な接合長を確保する。
- (2) 平らに均した床付け面に管枕を並べ、その上に配管する。その際、管が斜めに傾倒しないよう十分注意する。
- (3) 管は表示面を上面にし、表示内容が確認できるようにする。
- (4) 管の接続を休止する場合、管端から異物、水等が入らないよう防砂栓等の処置を施す。なお、共用FA管の管止めを行う場合は、接着剤等により完全に密閉する。また、管端が縦断的に最下点とならないよう敷設する。

5-4-3. 管の接続

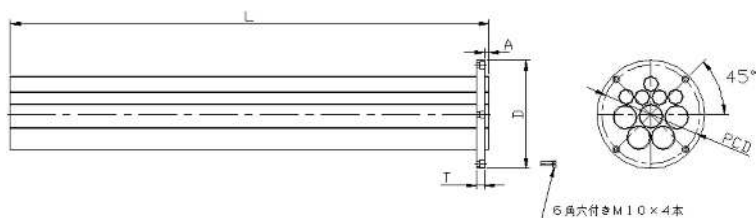
管の接続は、1本ごとに掘削構内で接続することを原則とする。

[解説]

- (1) 管の接続部外面と被接続部内面は、常に清浄に保ち、土砂等の異物の混入を防ぐよう注意する必要がある。特に電力管は接着接合方式なので、接着面が清浄でないと接着作業に不備が生じ、浸水の原因となるので、十分注意しなければならない。
- (2) 管は、挿入長が不足すると外圧により曲げ折れが発生しやすくなるので、標線位置まで確実に挿入しなければならない。また、標線が2本ある通信管については、伸縮しろを確保するため、両標線の間まで挿入することとする。
- (3) 管は敷設現場の状況に応じて、必要な長さを切管して使用することとなるが、その際、切管した端面は、内外面とも面取りナイフ等を用いて必要以上に大きく取らぬよう糸面取りを行い、平滑に仕上げなくてはならない。ただし、直線継手の切断管の面取りは原則内面のみとする。
- (4) 管の接続後、接続部に載ったり、過大な荷重を加えたりしてはならない。
- (5) 曲管は、切断して使用してはならない。
- (6) ゴム輪受口曲管の接続部は、所定の曲線半径が維持できない屈曲角度が発生し通過性を悪くする可能性があるため、埋戻しは接続部を固定してから行う。
- (7) 管路の接続において、接続面がずれた際に強制的に力を加えての接続はしてはならない。
- (8) 切管を行った際は、長さ・使用位置・継手種類等の接続方法を記録に残しておく
- (9) ボルト固定式ロータス管を使用する際は、特殊部に固定板を固定するため、専用のインサート付ボディ管ダクトスリーブが必要となる。ボルト固定式ロータス管の構造を下記に示す。

- ① 特殊部際での曲線施工は可能ではあるが、設計時点においては、原則、直線での接続を基本とする。ただし、施工時点における支障物回避等については、必要に応じて対応できるものとする。その場合は伸縮機能を確保するよう留意する。

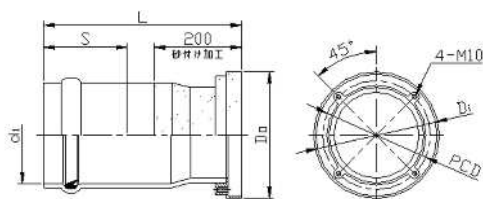
1) ボルト固定式ロータス管詳細図



単位：mm

呼び径	外径	固定板厚	DS予長	全長	ボルトピッチ径
	D	T	A	L	PCD
200	270	20	10	1,200	246
250	320				297

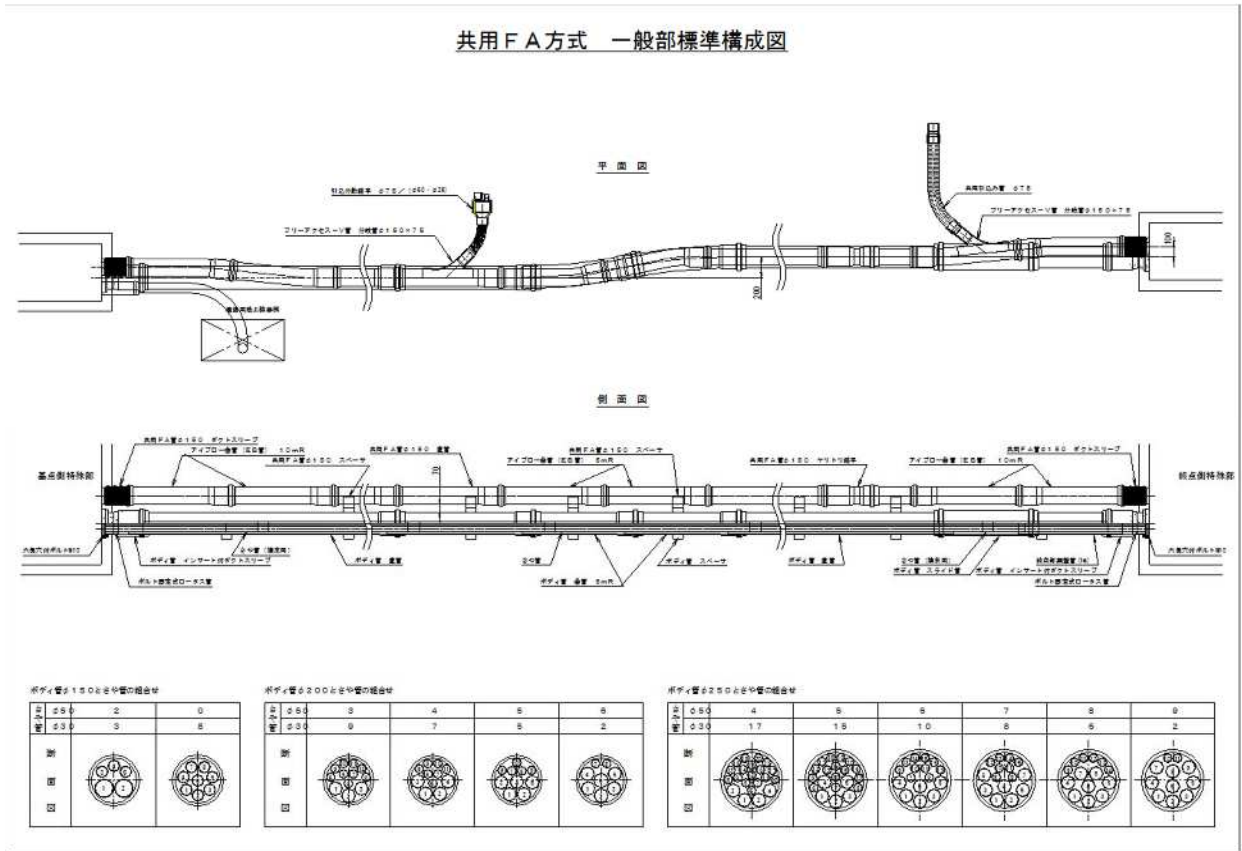
2) インサート付ダクトスリーブ詳細図



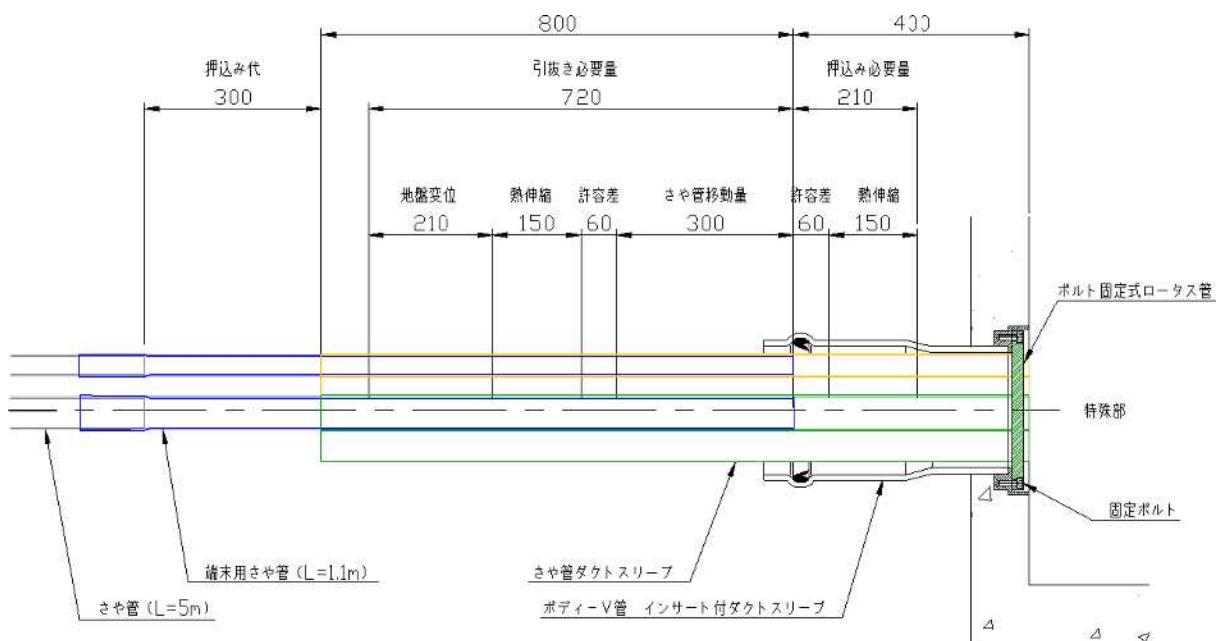
単位：mm

呼び径	フランジ外径	フランジ内径	受口内径	挿入長	全長	ボルトピッチ径
	Do	Di	di (最小)	S	L	PCD
200	286	276	216.9	190	450	246
250	336	326	268.1	210	470	297

3) ボルト固定式ロータス管の標準配管構成



4) ボルト固定式ロータス管の特殊部際におけるさや管の標準構造および伸縮処理構造



5-4-4. 曲線敷設

支障物の迂回等での曲線敷設では、曲管を用いることを基本とする。

[解説]

- (1) 管路の曲線施工には、曲管を使用するものとする。曲管の使用に際しては、管接続部で曲げ折れが生じないように挿入長の確保や面取りなど特に注意すること。また、支障物との離隔を十分確保すること。
- (2) 現場の状況により既存の曲管を使用できない場合は、現場での加熱曲げ加工や生曲げ加工をしてもよいが、管の強度やケーブルの導通性に支障とならないよう加工しなければならない。
- (3) 上記いずれの方法で曲線敷設した場合も、各事業者が規定する最小曲線半径を必ず保持しなくてはならない。しかし、これにより難しい場合は、「最小曲線半径の変更についての調整合意方法及び確認方法」を発注者が各事業者を確認し協議により変更する。

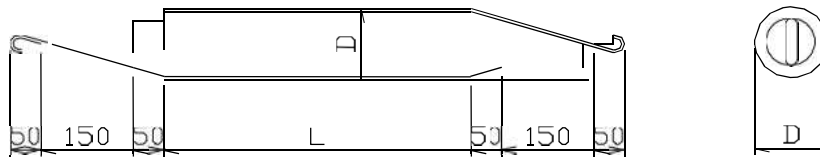
5-5. 管路の敷設管理

管路の組立と並行して通過試験を行い、仮復旧完了後に再度、通過試験を行わなければならない。

[解説]

- (1) 電力管路の通過試験はφ120mm、長さ500mmの通過試験器が通過することを確認しなければならない。(管内径130mmの場合)なお、通線ひもは必ず残置する。

電力通過試験器の概要は下図の通り。



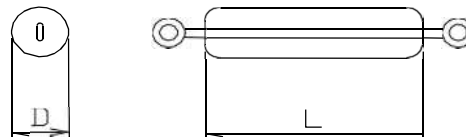
電力用通過試験器の形状

電力管路通過試験器（ボビン）の寸法

試験器径(D) [mm]		試験器の長さ (L) [mm]
φ 1 0 0 用	φ 1 3 0 用	
9 0	1 2 0	5 0 0

※なお、工事完成後（完成検査は含まない）の導通性は、φ120mm、長さ400mmの通過試験器が通過すること。（管内径130mmの場合）

- (2) 呼び径φ75の通信管路の通過試験はφ73mm、長さ300mmの通過試験器が通過することを確認しなければならない。通信通過試験器の概要は下図の通り。

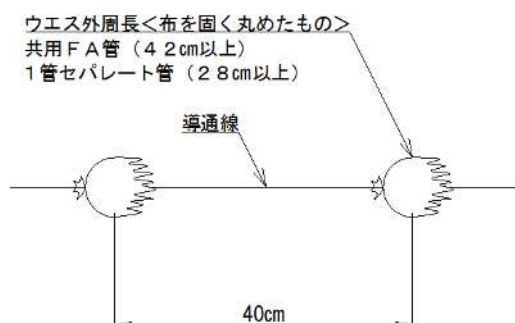


通信用通過試験器の形状

通信管路通過試験器（マンドレル）の寸法

曲げ半径 [m]	試験器径(D) [mm]	試験器の長さ (L) [mm]
	φ 75用	
5	73	300

- (3) 共用F A管の通信管路の通過試験は最小外周長 42cm 以上のウエスを、1管セパレート管は 28cm 以上のウエスを 40cm の間隔で 2カ所取付けたものが通過することを確認しなければならない。なお、共用F A管（1管セパレート管の共用F A部含む）には、入線時の絡まり防止のため通線ひもは残置しないこと。また、呼び径 φ 100（管内径 100mm）の電力保安通信管等（通信管路）の通過試験は通過試験器の仕様がないため、電力管路通過試験器（ボビン）を準用しても良いものとする。通過試験器の概要は下図の通り。

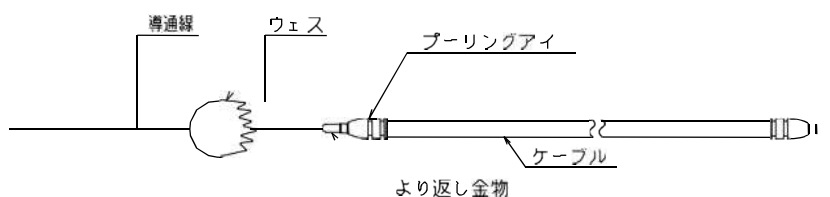


通信用φ150管の通過試験器の形状（参考図）

- (4) さや管の通過試験はケーブルテストピース（長さ5m以上）により行い、全てのさや管に対し通過することを確認しなければならない。なお、通線ひもは必ず残置する。

ケーブルテストピースの外径

	さや管径 [mm]	
	φ 30	φ 50
テストピース外径 [mm]	20以上	33以上



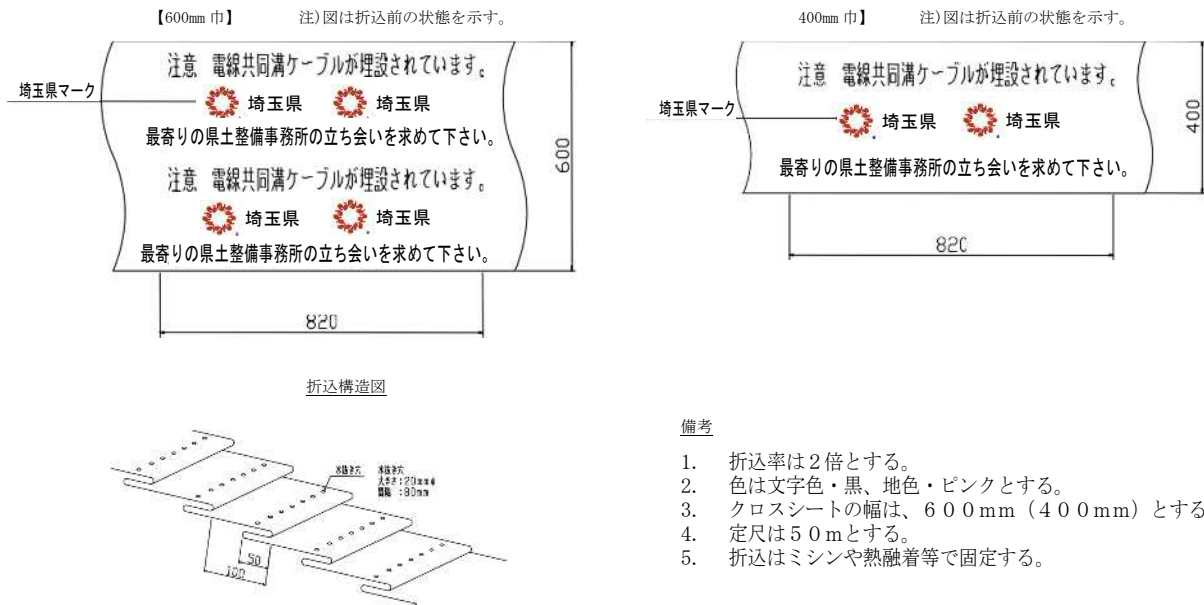
ケーブルテストピースの形状（参考図）

5-6. 管路の表示

管路材の埋設にあたっては、道路掘削等に対して埋設物の保安上必要な対策を講じるものとする。

[解説]

(1) 道路掘削等に対する保安上の対策として、管の上部に埋設シートを敷設するものとする。



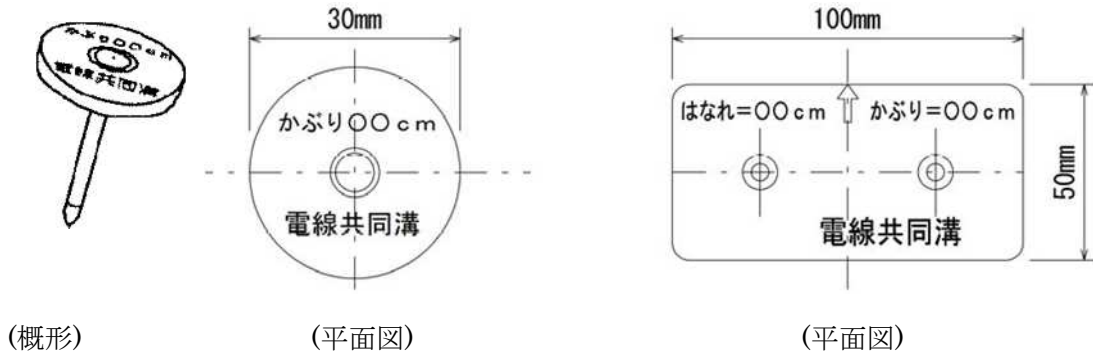
埋設シートの例

(2) 埋設シートの敷設範囲は、管路の全幅とし、幅300mm、幅400mm、600mmを組み合わせて敷設するものとする。また敷設位置は、歩道部は管上20cm、車道部は管上30cmを標準とするが、管路の土被りとの関係上舗装との離隔が確保できない場合は、埋設シートを舗装内に敷設することができるものとし、歩道部、車道部ともに10cmまで縮小出来るものとする。ただし、離隔を縮小する場合においては、外的要因による切断等の事故を防ぐための安全対策として、埋設鋸等による明示を行うものとする。なお、埋設鋸以外の有効な安全対策が考えられる場合は、道路管理者、電線管理者と協議を行うこととする。

(3) 埋設シートを敷設できない場合は、電線共同溝の浅層埋設時における管理対応として、埋設鋸または埋設プレート電線共同溝の正確な位置情報を把握するために舗装表面に設置するものとする。これは、整備後の「カッター」「掘削機」によりケーブルが破損される等の事故を防止する事を目的とする。

また、それらにICタグを設置し必要な情報を記憶させるなどの方法も考えられる

が、これらの設置に際しては、保安上に問題がないか道路管理者、電線管理者と協議を行うこととする。



- ※「はなれ」および「かぶり」の単位：cm
- ※「はなれ」は矢印からの埋設位置（直下：0cm）
- ※「かぶり」は路面から管頂部までの距離とする

埋設標示錘イメージ

埋設標示プレートイメージ

- (4) 浅層埋設時における管理対応として埋設錘または埋設プレートを設置する場合、舗装仮復旧時には、埋設錘または埋設プレートの設置を予定する付近の仮舗装上に、埋設標示をペイントスプレー等で標示する。

5-7. 埋戻し

特殊部、管路部の埋戻しには所定の材料を用い、施工後ひび割れ、陥没等が発生しないよう十分転圧しなければならない。

[解説]

- (1) 特殊部、管路部の埋戻しには、発生土（現場掘削土）を用いることとするが、発生土が埋戻し土に適さない場合は、再生砂等の採用を考慮するものとする。
- (2) 管路部の埋め戻しにおいて敷設上段の管路上面から50mmは、水締めを標準とする。
- (3) 管路上部の埋戻しは、管の変形が生じるような過大な転圧は行わないこと。特に剛性の支障物の上越し箇所は、荷重変形が生じやすいため注意すること。
- (4) 発生土が埋戻し適否を判定するために土質（粒度）試験は、現地状況を踏まえて適宜実施すること。

5-8. 仮復旧

特殊部設置、管路敷設後速やかに仮復旧を行い、車輛、歩行者の通行を確保する。

[解説]

特殊部の設置、管の敷設が完了したら、所定の舗装断面で仮復旧を行う。路面はひび割

れ、段差等通行の妨げとなるような施工不良が発生せぬよう留意し、平滑に仕上げる。

車道部仮復旧にあたっては、本復旧舗装構成に基づき路盤工までは施工し、自然転圧を十分行い、本復旧時はA s 舗装部の影響範囲を含め舗装する。

5-9. 電線共同溝台帳作成

電線共同溝の管理者は、電線共同溝の円滑な維持管理及び運営を行うため、管理台帳を整理しておくものとする。

[解説]

- (1) 電線共同溝の管理者は、電線共同溝本体、付属設備、各種収容物件の現況把握、敷設計画及び緊急時の措置に資するため、管理台帳を整備しておくことが必要である。
- (2) 管理台帳として整理する事項は以下のとおりとし、記述内容及び整理方法は任意とする。本体整備工事、補修、改良、入線・撤去等を行った際には随時台帳の更新を行うこと。
 - ①整備概要
 - ・位置図及び整備延長
 - ・整備工事名称
 - ・特殊部整備状況（マンホール名称、位置、種別、蓋及び鍵情報等）
 - ・その他必要事項等
 - ②電線共同溝本体の構造及び付属設備
 - ③電線の敷設状況並びに敷設計画条数
 - ④電線の種類
 - ⑤占用企業者名、連絡先
 - ⑥その他必要事項等がある。
- (3) 管理台帳は道路管理者管理とする。
- (4) 参考資料として管理台帳（例）を別途示す。

【参考資料】管理台帳（例）

(1) 台帳構成

台帳種別	管理内容	更新時期
様式1： 基本情報管理台帳	対象施設の基本情報(整備範囲，収容物件， 工事情報，対応鍵等)を集約した管理台帳	・補修，改良工事等実施時
様式2： 竣工図書情報管理台帳	対象施設の竣工図(平面図，縦断図，横断図， 構造図等)を集約した管理台帳	・補修，改良工事等実施時
様式3： 敷設状況管理台帳	対象施設の特殊部位置，敷設位置，入線状 況の把握を目的とした管理台帳	・補修，改良工事等実施時 ・増設管路工事実施時 ・入線・撤去工事実施時
様式4： 特殊部管理台帳	各特殊部の内部状況(管路配置，入線状況 等)把握を目的とした管理台帳	・補修，改良工事等実施時 ・増設管路工事実施時 ・入線・撤去工事実施時

(2) 台帳様式

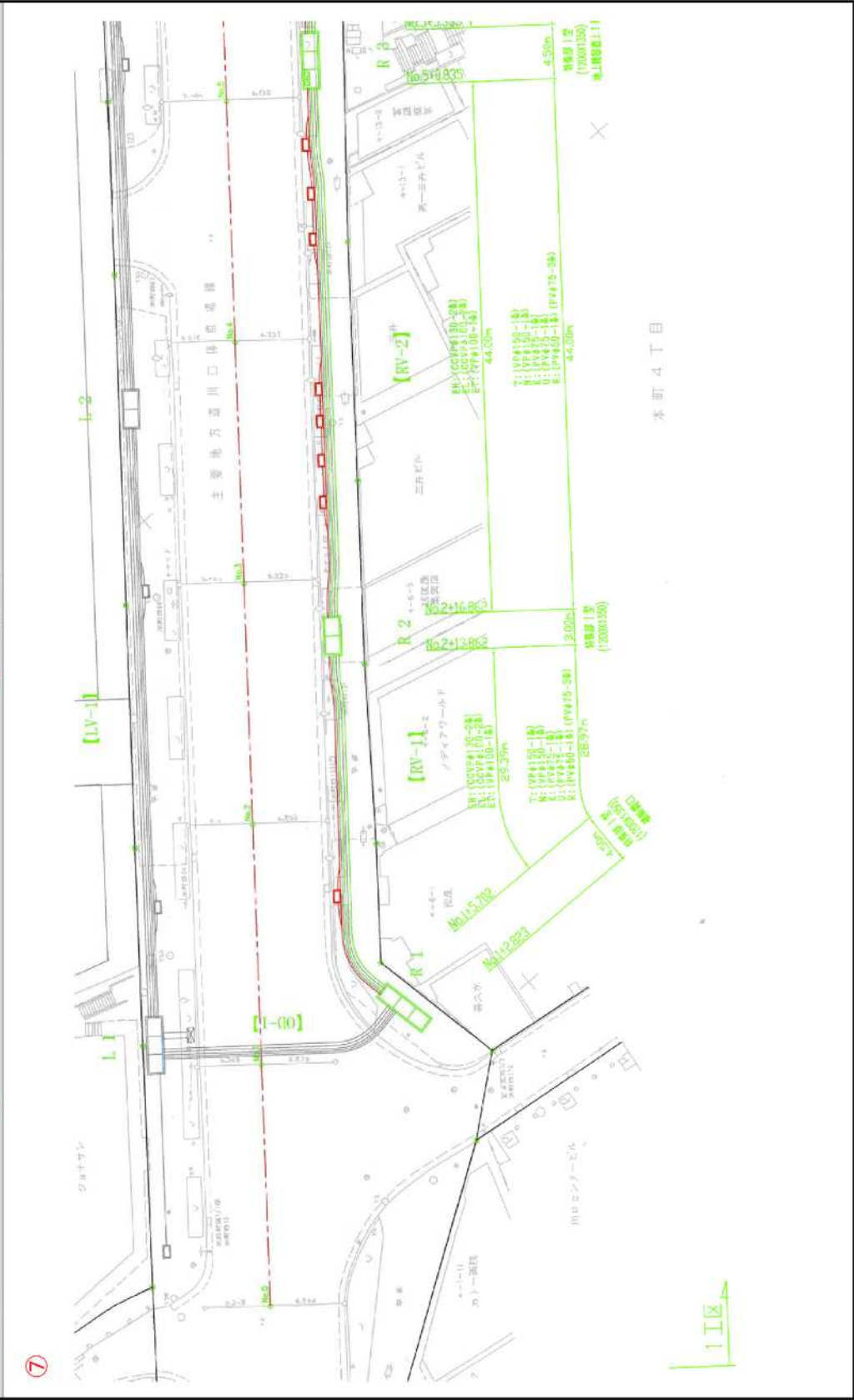
(様式 1 (1/2)) 川口本町地区電線共同溝記載例

(1 / 2 葉)	電線共同溝管理台帳	さいたま県土整備事務局 様式1
<p>① 電線共同溝名 川口市本町地区 電線共同溝 (主要地方道 89 号線・川口停車場線)</p> <p>② 延 長 L= 1,199 (L側= 596m R側= 603m)</p> <p>③ 道 路 No 自) No.6 + 8,000 ~ 至) No.36 + 8,000</p> <p>④ 地 名 自) 埼玉県川口市本町4丁目5 ~ 至) 玉県川口市本町2丁目3</p> <p>⑤ 地 物 自) ジョナサン ~ 至) 桃林堂薬局</p>	位置図	
<p>⑥ 概略図対象範囲</p> <p>R側 H16 L=270m L側 H16 L=73m R側 H16 L=118m L側 H16 L=49m R側 H16 L=109m L側 H16 L=72m R側 H16 L=197m L側 H17 L=270m</p>	概略図	
<p>⑦ 工事件名</p> <p>平成16年度 緊急地方道路(維持)整備工事 1工区 平成16年度 緊急地方道路(維持)整備工事 2工区 平成16年度 緊急地方道路(維持)整備工事 3工区 平成16年度 緊急地方道路(維持)整備工事 4工区 平成17年度 緊急地方道路(維持)整備工事 5工区</p>	⑧ 施工会社	<p>修和工業株式会社</p> <p>東都工業株式会社</p> <p>姉崎興業株式会社</p> <p>高田建設工業株式会社</p> <p>藤田建設工業株式会社</p>
<p>代表蓋種別</p> <p>A B C </p>	⑨ 蓋・鍵情報	<p>【角型 / 鉄蓋 / 連統】</p> <p>① </p> <p>【丸型 / 鉄蓋 / 単体】</p> <p>② </p>
<p>対心鍵種別</p> <p>十字型1本、吊具型2本</p> <p>十字型1本、吊具型2本</p> <p>※鍵穴は①と同様</p>	⑩ 特記事項	

電線共同溝管理台帳

① 路線名	主要地方道 川口停車場線	② 電線共同溝名	川口市本町地区電線共同溝	③ 施工年度	平成16年～平成17年	④ 完成年度	平成17年
-------	--------------	----------	--------------	--------	-------------	--------	-------

【平面図】(S=1/300) ⑤ 対象範囲工事名: 平成16年度 緊急地方道路(維持)整備工事 1工区



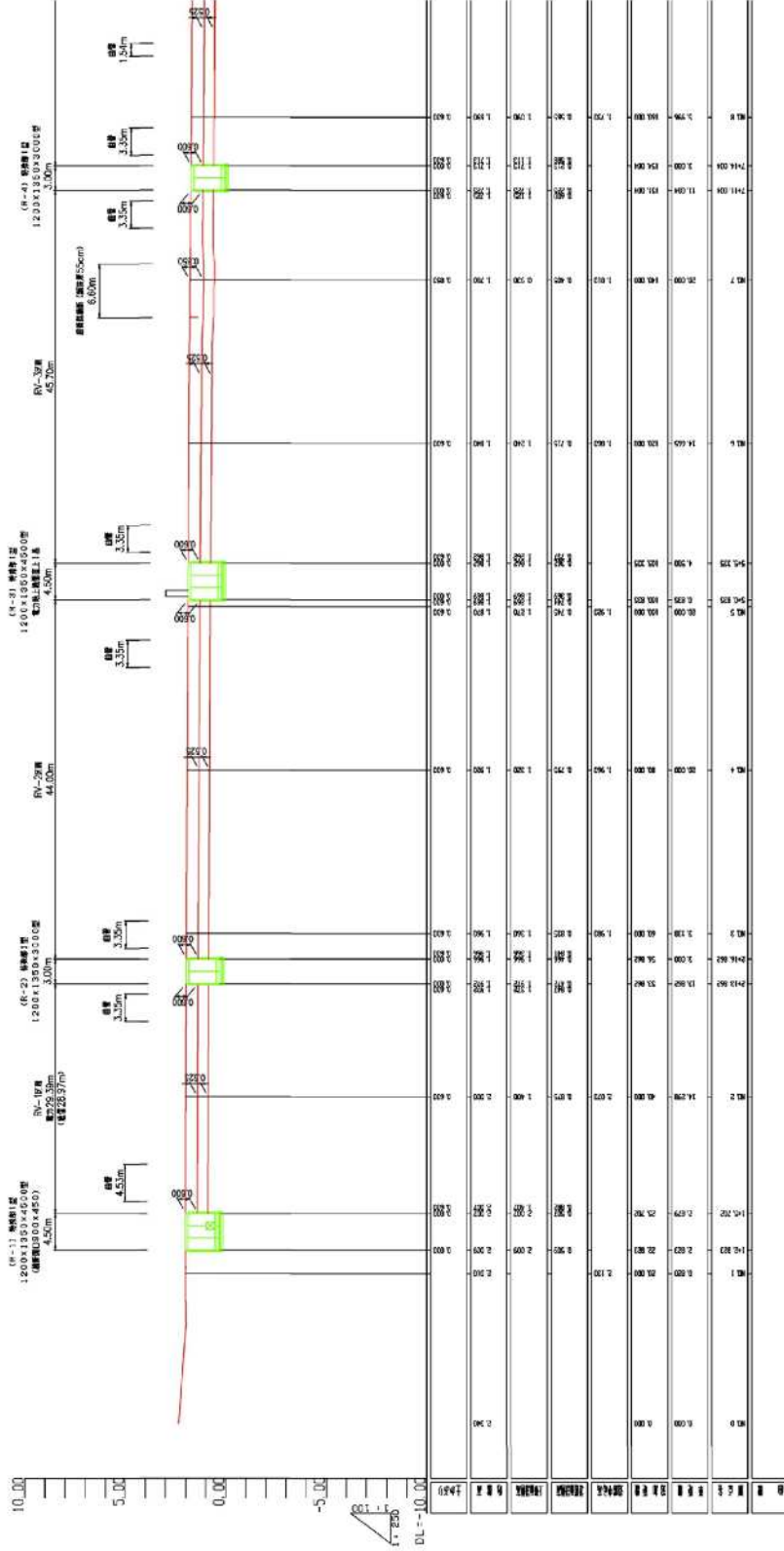
(様式2 (平面図) 川口本町地区電線共同溝記載例)

電線共同溝管理台帳

① 路線名	主要地方道 川口停車場線	② 電線共同溝名	川口市本町地区電線共同溝	③ 施工年度	平成16年～平成17年	④ 完成年度	平成17年
-------	--------------	----------	--------------	--------	-------------	--------	-------

【縦断面図】(V=1/600、H=1/120) ⑤ 対象範囲工事名：平成16年度 緊急地方道路（維持）整備工事 1工区

⑦



(様式2 (横断図) 川口本町地区電線共同溝記載例)

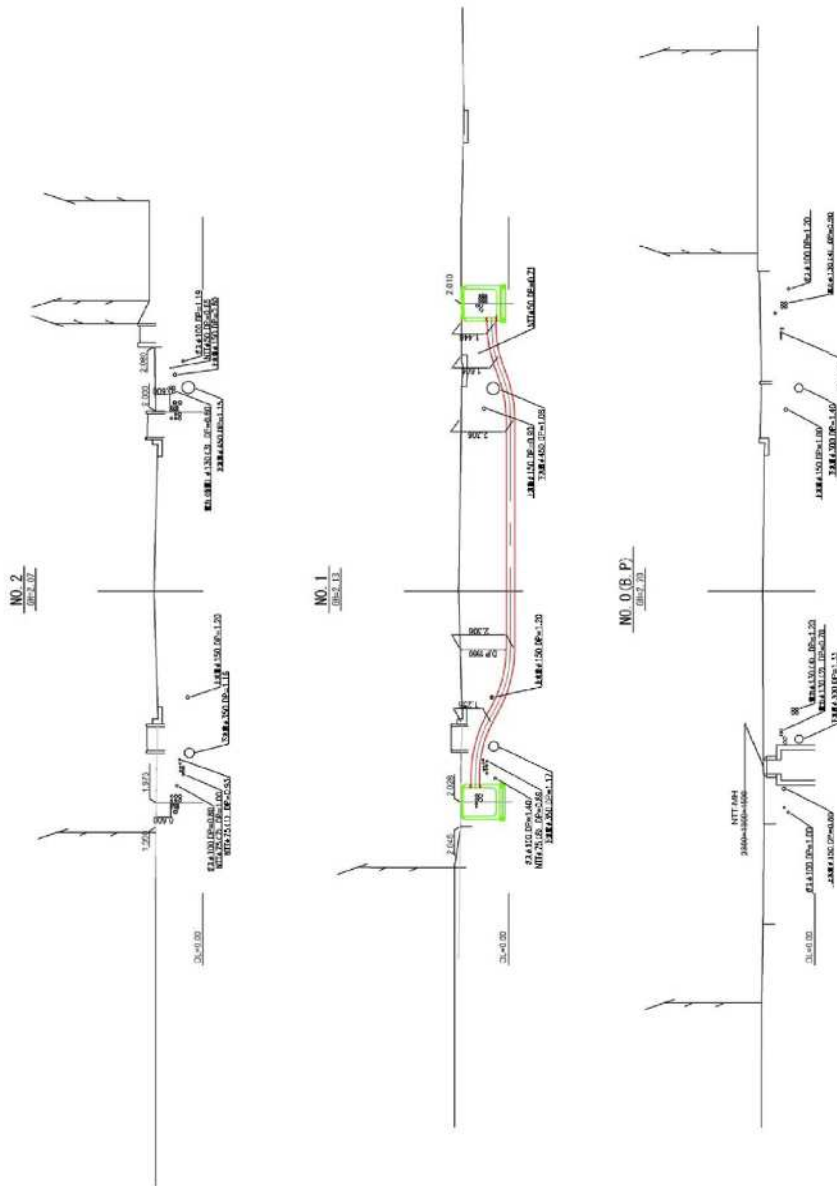
電線共同溝管理台帳

さいたま県土整備事務所

① 路線名	主要地方道 川口停車場線	② 電線共同溝名	川口市本町地区電線共同溝	③ 施工年度	平成16年～平成17年	④ 完成年度	平成17年
-------	--------------	----------	--------------	--------	-------------	--------	-------

【横断図】(S=1/250) ⑤ 対象範囲工事名: 平成16年度 緊急地方道路(維持)整備工事 1工区

⑦



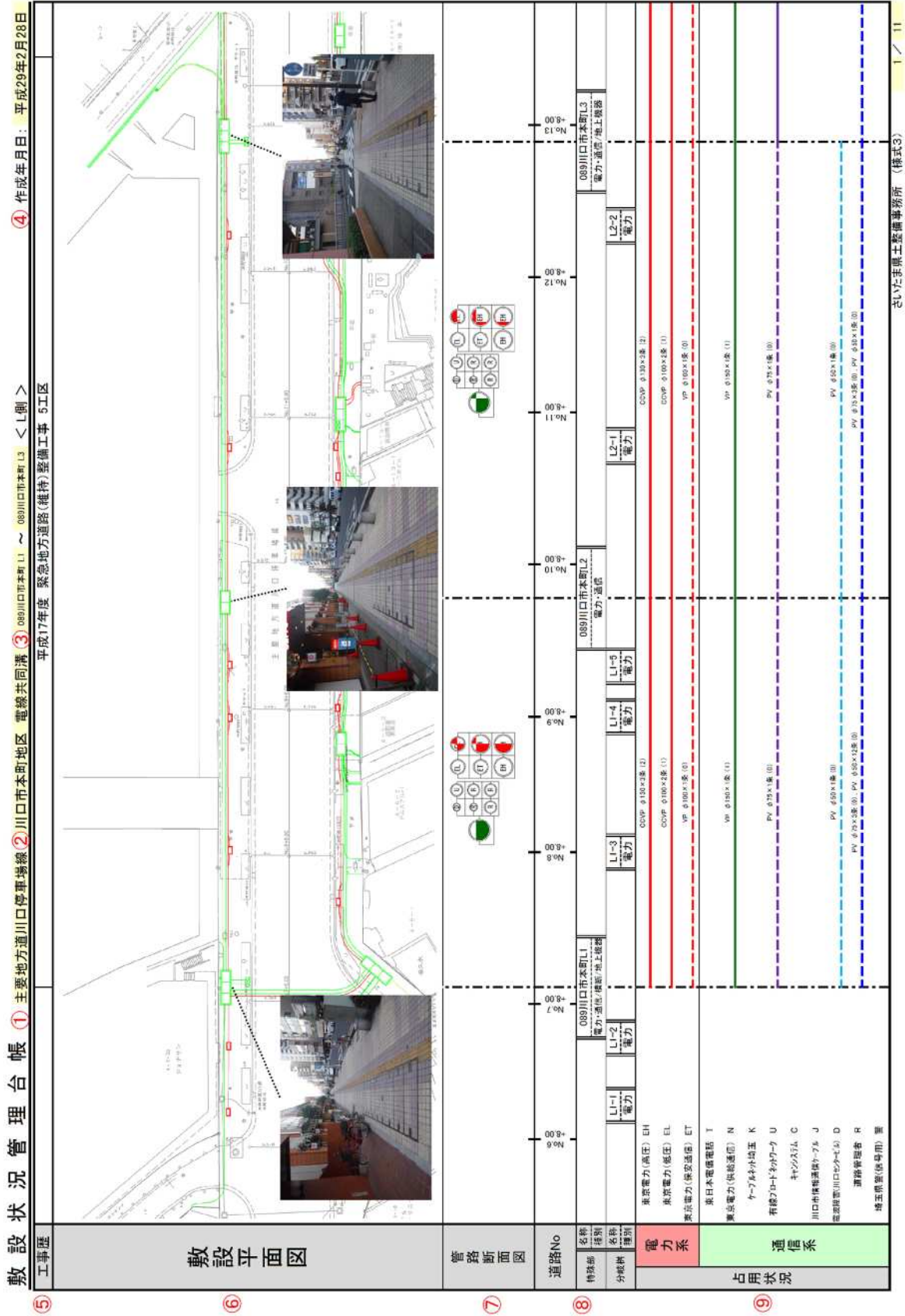
電線共同溝管理台帳

さいたま県土整備事務所

① 路線名	主要地方道 川口停車場線	② 電線共同溝名	川口市本町地区電線共同溝	③ 施工年度	平成16年～平成17年	④ 完成年度	平成17年
【ケーブル收容形態図】 (S = 1 / 25) ⑤							
⑥ 対象範囲工事名：平成16年度 緊急地方道路（維持）整備工事 5工区							
<div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%;"> <p>LV-1, LV-2 (TYPE1)</p> </div> <div style="width: 50%;"> <p>LV-3 (TYPE2)</p> </div> <div style="width: 50%;"> <p>LV-4 (TYPE3)</p> </div> <div style="width: 50%;"> <p>LV-5 (TYPE4)</p> </div> <div style="width: 50%;"> <p>LV-6 (TYPE5)</p> </div> <div style="width: 50%;"> <p>LV-7 (TYPE6)</p> </div> </div>							
⑦							

(様式2 (特殊部ケーブル收容形態図、特殊部構造図、車道横断一般図、浅層埋設区間図)
川口本町地区電線共同溝記載例)

(様式3 川口本町地区電線共同溝記載例)



① 特殊部管理台帳(1/3)

【基本情報】

地区名	川口市本町地区	路線名	主要地方道川口停車場線
特殊部名称	089川口市本町L1	位置	L側/No.7+9.923
マンホール名称	L1_1型(1200X1350)	種別	電力・通信・横断開口・地上機器
設置箇所	歩道内	内法(W×H×L)	1200×1350×4500
施工年度	平成17年度	継ぎ目番号	①
工事名	平成17年度 緊急地方道路(維持)整備工事 5工区		

② 補正・点検記録

実施日	施工会社名 (責任者)	記 事
平成20年11月	(株)近代設計 (水島 裕幸)	電線地中化(道路)整備工事(電線共同溝台帳整備)

③ 地上面状況写真



撮影年月日：2016年11月28日(起点側より)

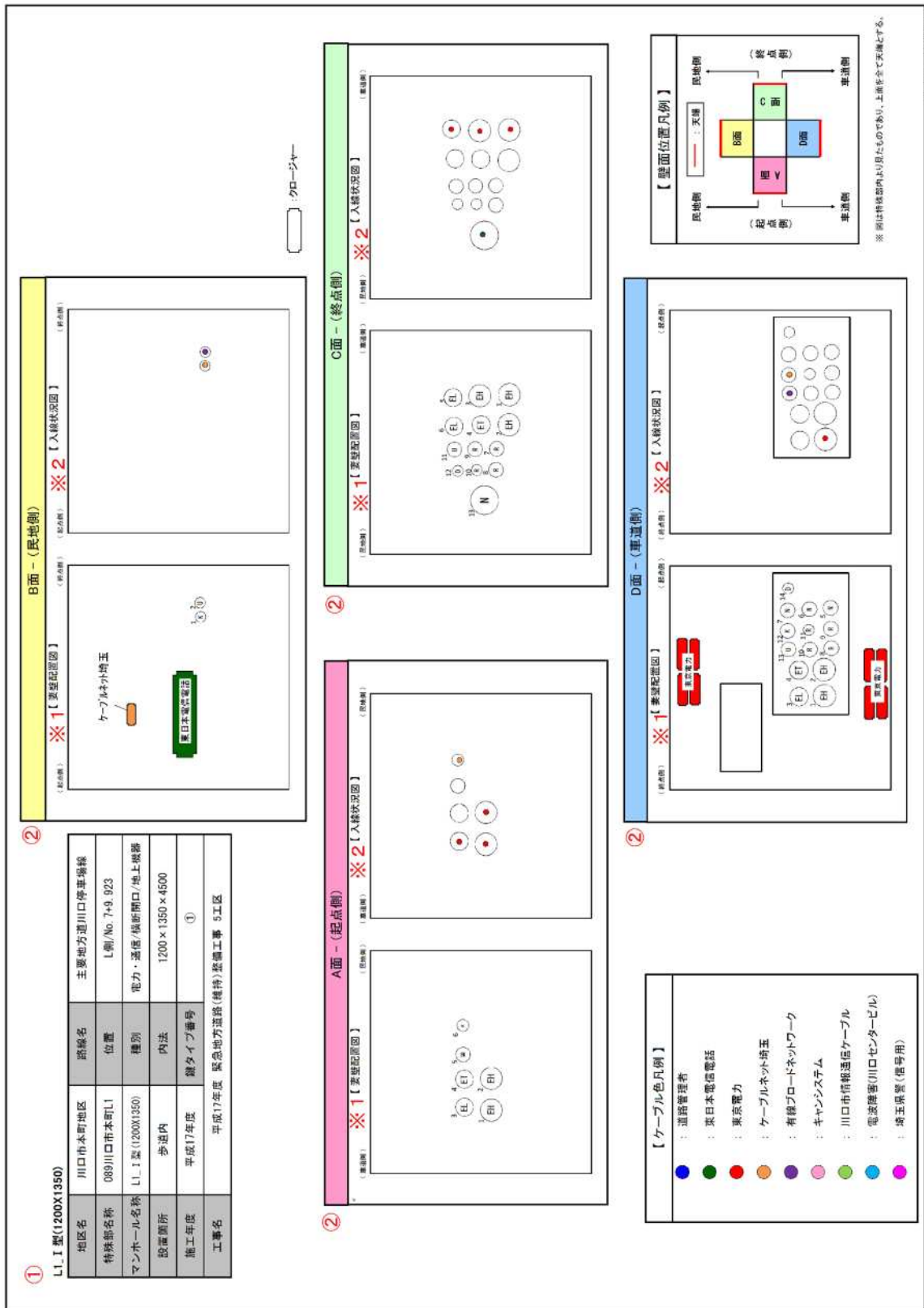
作成年月日：平成29年2月28日

④ 【入溝情報】



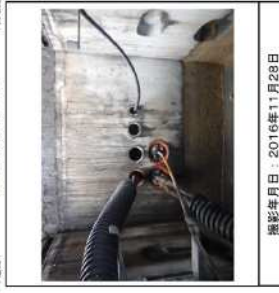





※特殊部内より見て、A：起点側、B：民地側、C：終点側、D：車道側

面	NO	銘柄	占有者	管径	管理	架数	ケーブル敷設書	区分	線 種	接続特殊部
A	1	EH	東京電力	φ130	CCVP	1	東京電力	連系	高压	No. 6+15.959引込へ
	2	EH	東京電力	φ130	CCVP	1	東京電力	連系	高压	No. 6+15.959引込へ
	3	EL	東京電力	φ100	CCVP	1	東京電力	本線	低压	089川口市本町L1-2
	4	ET	東京電力	φ100	VP	1	東京電力	連系	低压	No. 6+15.959引込へ
	5	警	埼玉県警(信号用)	φ75	PV	1	ケーブル株式会社埼玉	連系	メタル	No. 6+14.626 Hへ
	6	K	ケーブル株式会社埼玉	φ50	PV	1	ケーブル株式会社埼玉	引込	メタル	No. 6+0.323引込へ
B	1	K	ケーブル株式会社埼玉	φ50	PV	1	ケーブル株式会社埼玉	引込	メタル	No. 7+11.133引込へ
	2	U	有線アロート初ワケ	φ50	PV	1	有線アロート初ワケ	引込	同軸	No. 7+11.133引込へ
C	1	EH	東京電力	φ130	CCVP	1	東京電力	本線	高压	089川口市本町L2
	2	EH	東京電力	φ130	CCVP	1	東京電力	本線	高压	089川口市本町L2
	3	EH	東京電力	φ130	CCVP	1	東京電力	本線	高压	089川口市本町L2
	4	ET	東京電力	φ100	CCVP	1	東京電力	本線	低压	089川口市本町L1-3
	5	EL	東京電力	φ100	CCVP	1	東京電力	本線	低压	089川口市本町L2
	6	EL	東京電力	φ100	CCVP	1	東京電力	本線	低压	089川口市本町L2
	7	R	道路管理者	φ75	PV					089川口市本町L2
	8	R	道路管理者	φ75	PV					089川口市本町L2
	9	R	道路管理者	φ75	PV					089川口市本町L2
	10	R	道路管理者	φ50	PV					089川口市本町L2
	11	U	有線アロート初ワケ	φ75	PV					089川口市本町L2
	12	D	電波障害(川口セタビル)	φ50	PV					089川口市本町L2
	13	N	東京電力	φ150	VP	1	東日本電信電話	本線	光	089川口市本町L2
D	1	EH	東京電力	φ130	CCVP	1	東京電力	横断1	高压	089川口市本町R1
	2	EH	東京電力	φ130	CCVP	1	東京電力	横断1	高压	089川口市本町R1
	3	EL	東京電力	φ100	CCVP	1	東京電力	横断1	高压	089川口市本町R1
	4	ET	東京電力	φ100	VP	1	東京電力	横断1	高压	089川口市本町R1
	5	N	東京電力	φ75	PV	1	東京電力	横断1	光	089川口市本町R1
	6	N	東京電力	φ75	PV	1	東京電力	横断1	光	089川口市本町R1
	7	N	東京電力	φ75	PV	1	東京電力	横断1	光	089川口市本町R1
	8	R	道路管理者	φ75	PV					089川口市本町R1
	9	R	道路管理者	φ75	PV					089川口市本町R1
	10	R	道路管理者	φ75	PV					089川口市本町R1
	11	R	道路管理者	φ50	PV					089川口市本町R1
	12	K	ケーブル株式会社埼玉	φ75	PV	1	ケーブル株式会社埼玉	横断1	メタル	089川口市本町R1
	13	U	有線アロート初ワケ	φ75	PV	1	有線アロート初ワケ	横断1	メタル	089川口市本町R1
	14	D	電波障害(川口セタビル)	φ50	PV					089川口市本町R1

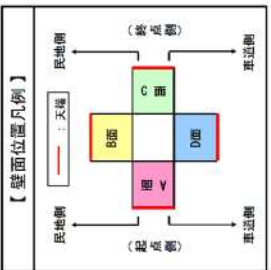
(様式4 (基本情報、妻壁配置図、入線状況図) 川口本町地区電線共同溝記載例)



(様式4 (基本情報、端壁状況写真) 川口本町地区電線共同溝記載例)

①	<p>B面 - (民地側)</p> <p>(基本情報) (基本情報) (基本情報) (基本情報) (基本情報)</p> <p>【壁面状況写真-1】 (撮影年月日：2016年11月28日)</p>  <p>撮影年月日：2016年11月28日</p> <p>【壁面状況写真-2】 (撮影年月日：2016年11月28日)</p>  <p>撮影年月日：2016年11月28日</p>
②	<p>A面 - (起点側)</p> <p>(基本情報) (基本情報) (基本情報) (基本情報) (基本情報)</p> <p>【壁面状況写真-1】 (撮影年月日：2016年11月28日)</p>  <p>撮影年月日：2016年11月28日</p> <p>【壁面状況写真-2】 (撮影年月日：2016年11月28日)</p>  <p>撮影年月日：2016年11月28日</p>
③	<p>C面 - (終点側)</p> <p>(基本情報) (基本情報) (基本情報) (基本情報) (基本情報)</p> <p>【壁面状況写真-1】 (撮影年月日：2016年11月28日)</p>  <p>撮影年月日：2016年11月28日</p> <p>【壁面状況写真-2】 (撮影年月日：2016年11月28日)</p>  <p>撮影年月日：2016年11月28日</p>
④	<p>D面 - (車道側)</p> <p>(基本情報) (基本情報) (基本情報) (基本情報) (基本情報)</p> <p>【壁面状況写真-1】 (撮影年月日：2016年11月28日)</p>  <p>撮影年月日：2016年11月28日</p> <p>【壁面状況写真-2】 (撮影年月日：2016年11月28日)</p>  <p>撮影年月日：2016年11月28日</p>
⑤	<p>その他写真</p> <p>撮影年月日：2016年11月28日</p>

【壁面位置凡例】



※写真は特殊局内より撮影したものであり、上面を全て欠損とする。